

奈良市新型インフルエンザ等対策行動計画 (概要版)

令和8年7月改定

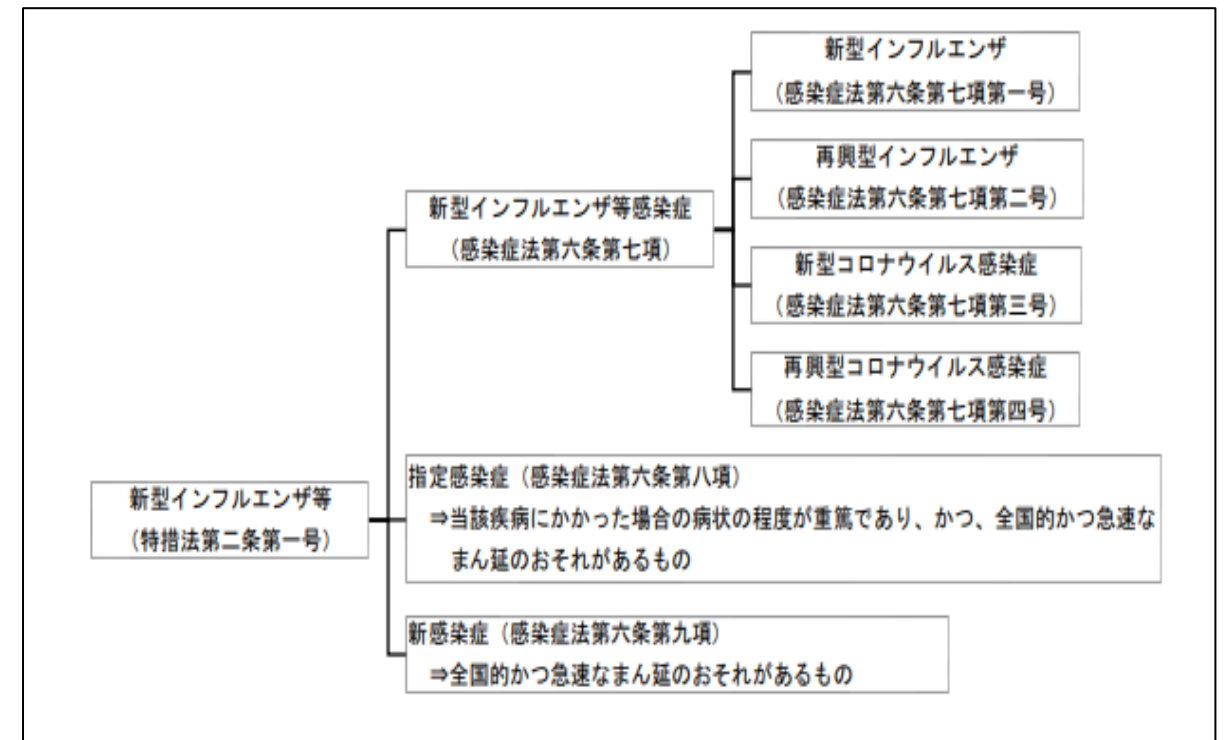
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

感染症危機と新型インフルエンザ等対策特別措置法

- ◆未知の感染症が世界中に拡散するリスクが増大しており、新興感染症等は国際的な脅威。
- ◆これらに対し、**新型インフルエンザ等対策特別措置法**（以下「特措法」）は、国民の生命・健康の保護と、国民生活・経済への影響を最小化することを目的とし、国・地方公共団体・事業者の責務や緊急事態措置等を定める。
- ◆対象の新型インフルエンザ等は次の3つである。
 - ①新型インフルエンザ等感染症
 - ②指定感染症
 - ③新感染症

国の感染症危機管理体制

- ◆内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置。
- ◆科学的知見を提供する専門家組織として、国立健康危機管理研究機構（JIHS）を設立。

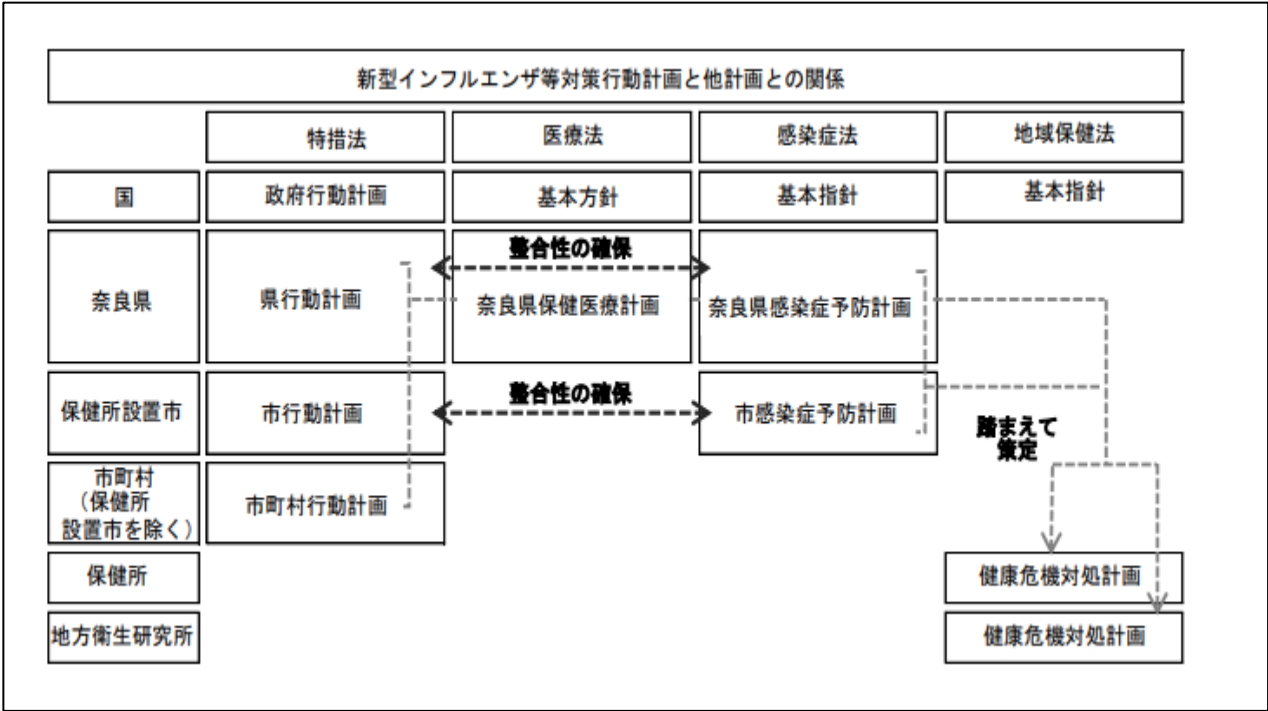


市行動計画とコロナ禍

- ◆本計画は特措法に基づき、国・県の行動計画との整合性を図りつつ、市の実情に合わせて策定。
- ◆特定の感染症＋未知の呼吸器感染症等にも対応できるよう多様な対策の選択肢を示す。
- ◆コロナ禍において、2020年1月の感染者確認に対応し奈良市は対策本部を設置。同年3月の特措法改正により、特措法に基づいた**奈良市新型コロナウイルス対策本部**を設置。
- ◆これ以降、感染拡大の波を繰り返しながら、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた取り組みを進め、その経験から**感染症パンデミックは社会全体で対応すべき国家的な危機管理事象**と再認識された。

市行動計画の改定の目的

- ◆新型コロナ対応で次の課題が浮き彫りとなる。
 - 「**平時の備えの不足**」
 - 「**変化する状況への柔軟かつ機動的な対応**」
 - 「**情報発信**」
- ◆上記に対して次の3つの目標実現が必要となり、この目標実現のため市行動計画を改定する。
 - 「**感染症危機に対応できる平時からの体制作り**」
 - 「**国民生活及び社会経済活動への影響の軽減**」
 - 「**基本的人権の尊重**」



第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

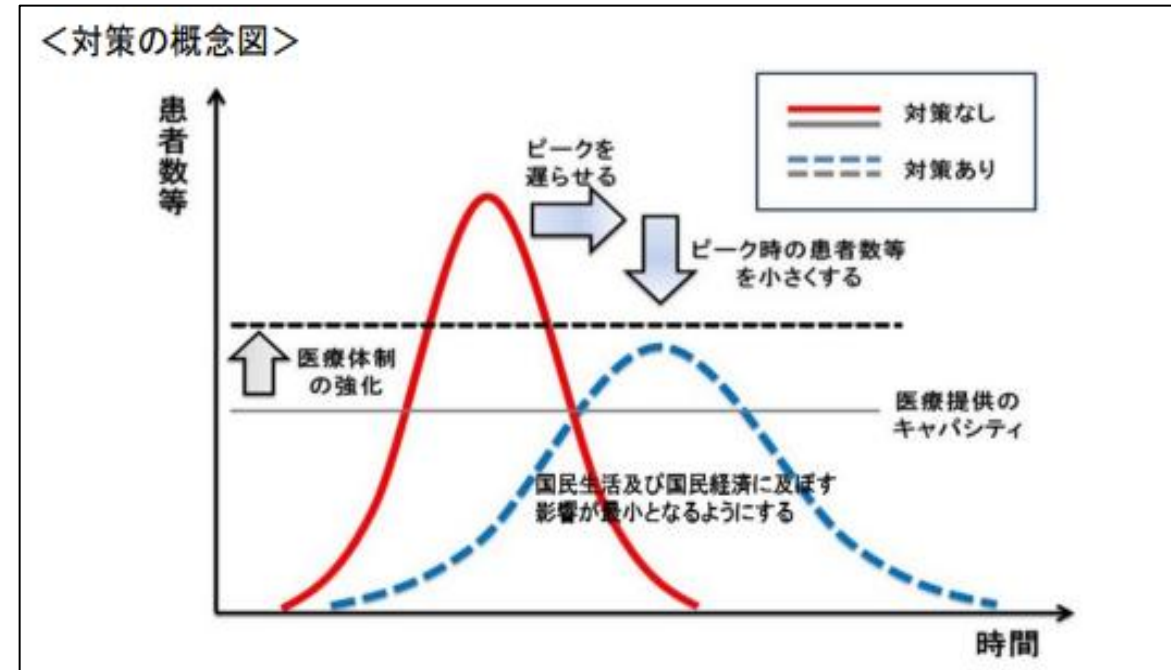
新型インフルエンザ等対策の目的

- ◆市の危機管理に関する重要な課題とし、次の2点を主たる目的として取り組む必要がある。

「感染拡大の抑制と市民の生命・健康の保護」
「市民生活・経済への影響の最小化」

新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- ◆特定の事例に偏らず、発生段階や状況に応じて柔軟に実施すべき対策を選択する。
- ◆平時から事前準備を進め、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階で直ちに初動体制に切り替え、**検疫措置の強化等へ協力し、国内への侵入や感染拡大を遅らせることが重要である。**
- ◆流行のピークを遅らせ、医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで、重症者・死亡者を最小限に抑える。
- ◆新型インフルエンザ等のまん延による医療のひっ迫や社会的混乱に対し、国・県・市・指定（地方）公共機関のみではなく、事業者や市民ひとりひとりが感染予防や感染拡大防止行動、備蓄等を行うことが必要である。



幅広く対応するシナリオ

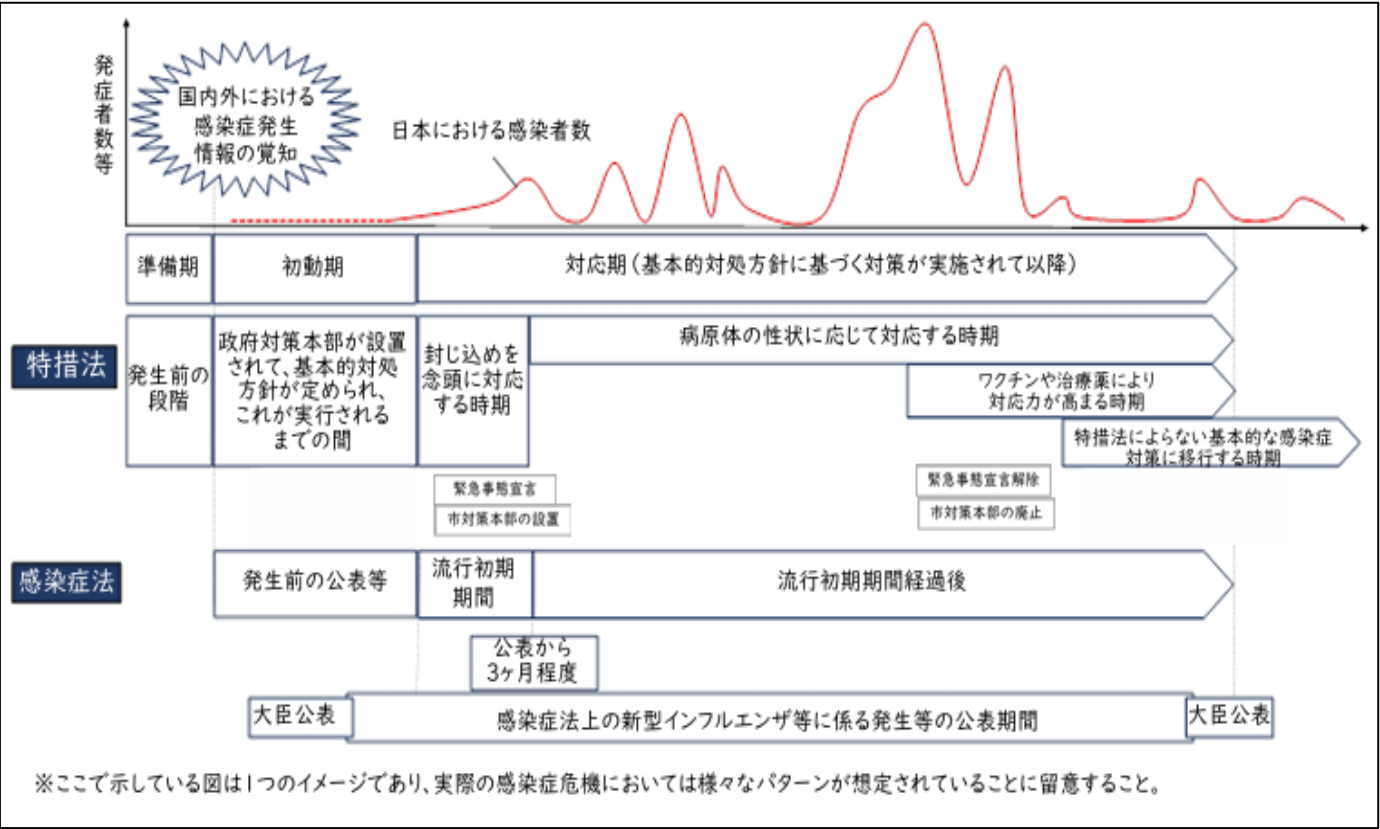
◆感染症の特徴、状況に応じた時期（準備期、初動期、対応期）の対策を機動的に切り替える。

対策実施上の留意点

- ① 平時の備えの整理や拡充
- ② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- ③ 基本的人権の尊重
- ④ 危機管理としての特措法の性格を考慮
- ⑤ 関係機関相互の連携協力の確保
- ⑥ 社会福祉施設等における対応
- ⑦ 感染症危機下の災害対応
- ⑧ 記録の作成・保存

対策推進のための役割分担

◆特措法に基づき、国・県・市・医療機関・指定（地方）公共機関・各事業者・市民それぞれの役割に応じた、適切な対策の実施に努める。



第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

対策項目及び複数の項目に共通する横断的視点

- ◆新型コロナの経験を踏まえ、対策項目を13項目に拡充（赤字が拡充したもの）
- ◆それらの実効性を高めるため、3つの視点を複数の対策項目に共通して考慮する。

- | | | |
|--------------------------------|-------------------|----------------------|
| 1. 実施体制 | 5. <u>水際対策</u> | 10. <u>検査</u> |
| 2. 情報収集・分析 | 6. まん延防止 | 11. <u>保健</u> |
| 3. <u>サーベイランス</u> | 7. <u>ワクチン</u> | 12. <u>物資</u> |
| 4. <u>情報提供・共有、リスクコミュニケーション</u> | 8. 医療 | 13. 市民生活及び市民経済の安定の確保 |
| | 9. <u>治療薬・治療法</u> | |

人材育成

国及び県との連携

DXの推進

対策項目	準備期	初動期	対応期
1. 実施体制	【目的】 役割整理と指揮命令系統の構築、全庁一体となった取組の推進 【対応】 市行動計画・BCPの策定、専門人材の育成、実践的な訓練の実施、国・県・関係機関との連携強化	【目的】 事態の的確な把握と市及び関係機関の実施体制の強化 【対応】 情報共有の実施、連絡調整会議の設置、市対策本部の設置検討、人員・予算の確保	【目的】 病原体の性状に応じた持続可能な実施体制の維持と見直し 【対応】 市対処方針の変更、県による総合調整への対応人員・財源の確保、緊急事態措置への対応、市対策本部廃止
2. 情報収集・分析	【目的】 意思決定の基礎となる体系的・包括的な情報収集体制の整備 【対応】 積極的疫学調査・臨床研究に係る収集体制の整備、訓練による運用状況の確認	【目的】 新たな感染症の特徴やリスク評価の迅速な実施。 【対応】 県と連携した有事体制移行の判断、国・JIHSへの情報収集協力、リスク評価体制の強化、情報の公表	【目的】 感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた継続的なリスク評価。 【対応】 包括的なリスク評価の実施、評価に基づく対策の判断・見直し、情報の公表
3. サーベイランス	【目的】 早期探知と発生動向把握のためのサーベイランスシステム・体制整備 【対応】 感染症サーベイランスの実施と評価、サーベイランスによる地域の流行状況等の把握、人材育成、DXの推進、正確な情報の公表	【目的】 実施体制を強化し、情報に基づいた感染症危機管理上の意思決定 【対応】 疑似症サーベイランスの開始、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握、正確な情報の公表	【目的】 強化されたサーベイランスによる情報に基づく、リスク評価と感染症危機管理上の意思決定 【対応】 有事のサーベイランスの実施、リスク評価に基づく対策の機動的な切替え、正確な情報の公表

対策項目	準備期	初動期	対応期
4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	【目的】 市民等のリテラシー向上と、信頼される情報発信体制の整備 【対応】 平時から基本的な感染対策の啓発、偏見・差別防止・偽情報対策の周知、一体的な情報提供・共有の体制整備 コールセンター等の設置準備	【目的】 市民への確かな情報提供による不安解消と感染拡大に備えた準備を促す 【対応】 迅速かつ一体的な情報提供、双方向コミュニケーションの実施、コールセンター等の設置、偏見・差別や偽情報への適切な対処	【目的】 正確な情報提供とリスクコミュニケーションによる市民の適切な判断・行動の促進 【対応】 対策の決定理由の丁寧な説明、双方向リスクコミュニケーションの継続フェーズ（封じ込め・移行期等）に応じた情報の提供・共有
5. 水際対策	【目的】 海外発生時における円滑かつ迅速な対策のための体制整備 【対応】 県や関係機関との連携強化、PCR検査の協力、検疫所が実施する訓練への参加	【目的】 国内侵入や感染拡大のスピードを遅らせ、準備時間を確保 【対応】 密入国者対策への協力、県・検疫所との連携強化、検査体制の整備、居宅等待機者等の健康監視	【目的】 新たな病原体（変異株）の侵入や感染拡大のスピードを遅らせ、準備時間を確保 【対応】 居宅等待機者等に対する健康監視の継続
6. まん延防止	【目的】 医療提供体制維持のため感染拡大抑制と市民等の理解促進 【対応】 想定される対策の周知、基本的な感染対策（換気、手洗い等）の普及啓発	【目的】 迅速な対策実施による感染拡大抑制と医療整備時間の確保 【対応】 患者・濃厚接触者対応の確認、検疫所情報の有効活用、業務継続計画に基づく対応準備	【目的】 医療ひっ迫回避と社会経済活動への影響軽減の両立 【対応】 患者・濃厚接触者への対応、時差出勤・テレワーク等の推進、施設等への対策強化

対策項目	準備期	初動期	対応期
7. ワクチン	【目的】 迅速かつ円滑な接種体制の構築 【対応】 ワクチン供給・流通体制の構築、特定接種の事業者登録支援、資材の確保、接種体制（特定・住民）の構築、予防接種事務のデジタル化推進	【目的】 接種体制の迅速な立ち上げ 【対応】 実施方法や供給量、予算措置に基づく準備、医療従事者・会場の確保、全庁的な実施体制の構築、外部委託の活用検討	【目的】 構築した体制に基づく迅速な接種実施と健康被害救済 【対応】 ワクチンの割り当て・融通、特定接種・住民接種の実施、マイナンバーカード等を活用した接種記録管理、健康被害救済制度の適切な運用。
8. 医療	【目的】 有事における医療と通常医療を適切に提供できる体制の整備 【対応】 医療提供の役割分担整理、相談センターの整備、宿泊療養施設の確保、研修・訓練の実施、県感染症対策連携協議会の活用	【目的】 適切な相談・受診から入院までのフローの整備と市民周知 【対応】 地域の医療提供体制・受診方法の周知、検査体制の速やかな整備、相談センターの整備・稼働	【目的】 新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療の提供 【対応】 搬送手段の確保、救急車両の適正利用周知、時期に応じた入院調整、発熱外来・自宅・宿泊療養体制の機動的な構築
9. 治療薬・治療法	【目的】 早期実用化と普及に向けた体制作りへの協力 【対応】 基礎研究及び臨床研究等の人材育成	【目的】 流行収束に向けた有効な治療薬の適正使用と普及協力 【対応】 治療薬の適正使用・流通の要請、濃厚接触者等への抗ウイルス薬の予防投与等の検討・指導（新型インフル等の場合）	【目的】 治療薬が必要な患者に迅速かつ公平に届くための対応 【対応】 初動期に引き続き、医療機関・薬局に対する治療薬の適正使用・流通の要請

対策項目	準備期	初動期	対応期
10. 検査	【目的】 迅速かつ的確な診断体制の構築と実施能力の確保 【対応】 精度管理、検査物資の備蓄、地方衛生研究所等との連携強化、訓練による実効性確認、人材育成、研究への協力	【目的】 患者の早期発見・治療と流行状況把握のための体制整備 【対応】 発熱外来稼働に向けた検査体制の立ち上げ、検査診断技術の開発研究への協力	【目的】 状況変化に応じた必要な検査の円滑な実施 【対応】 検査体制の継続的な拡充・確保、検査診断技術の開発研究への協力
11. 保健	【目的】 保健所の機能維持と、有事体制への移行準備の徹底 【対応】 保健所の人員確保（IHEAT等）、BCPの策定、全庁的な研修・訓練の実施、多様な主体との連携構築、ICT活用による業務効率化	【目的】 迅速な有事体制移行と市内発生を想定した対応開始 【対応】 人員参集・受援準備、物資・資機材の調達、市民向け情報提供・相談体制の構築、患者発生時の積極的疫学調査等の実施	【目的】 地域連携による感染症対応業務の遂行と体制の柔軟な運用 【対応】 応援職員・IHEATの活動、相談対応、積極的疫学調査、入院調整等感染症対応の実施と流行状況に応じた業務の重点化・見直し
12. 物資	【目的】 有事に必要な感染症対策物資の備蓄と供給体制の整備 【対応】 感染症対策物資（個人防護具等）の備蓄と管理、救急隊員用防護具の備蓄	【目的】 有事に必要な感染症対策物資の確保 【対応】 特徴に応じた必要物資の需給状況確認	【目的】 引き続き有事に必要な感染症対策物資の確保 【対応】 特徴に応じた必要物資の需給状況確認
13. 市民生活及び市民経済の安定の確保	【目的】 社会経済活動への影響緩和と、支援・安定供給の体制整備 【対応】 情報共有体制の整備、給付手続き等のDX推進、生活必需品の備蓄、要配慮者支援の準備、火葬体制の整備	【目的】 事業継続と生活安定のための迅速な対応 【対応】 生活関連物資の適切な購入の呼びかけ、臨時遺体安置所の確保準備、遺体保存用資器材等の確保	【目的】 市民生活の維持と社会経済活動の安定確保 【対応】 物資の安定供給呼びかけ、心身への影響対策（メンタルケア等）、教育及び学びの継続支援、広域火葬の応援・受入れ、事業者への財政支援